

浜松市教育委員会規則第 9 号

浜松市かわな野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市かわな野外活動センター条例施行規則(昭和 6 0 年浜松市教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金の減免) 第 6 条 (略) 2 前項の規定は、条例別表の 2 に規定する <u>暖房装置利用料金及び条例別表の 3 に規定する炊事用具利用料金</u> については、適用しない。 3 (略)	(利用料金の減免) 第 6 条 (略) 2 前項の規定は、条例別表の 2 に規定する <u>床暖房設備利用料金、同表の 3 に規定する空調設備利用料金及び同表の 4 に規定する炊事用具利用料金</u> については、適用しない。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 5 月 2 7 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 浜松市かわな野外活動センター条例の一部を改正する条例（令和 8 年浜松市条例第 号）附則第 2 項の規定により、同条例による改正後の浜松市かわな野外活動センター条例（昭和 6 0 年浜松市条例第 4 3 号）第 7 条の規定による利用料金の減免をこの規則の施行の日前に行う場合における改正後の第 6 条第 2 項の規定は、同日前においても適用することができる。

(あらまし)

この規則は、舎営施設に空調設備を設置する浜松市かわな野外活動センター条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。